

急傾斜地崩壊危険区域内での許可等に関する手続きについて

1. はじめに

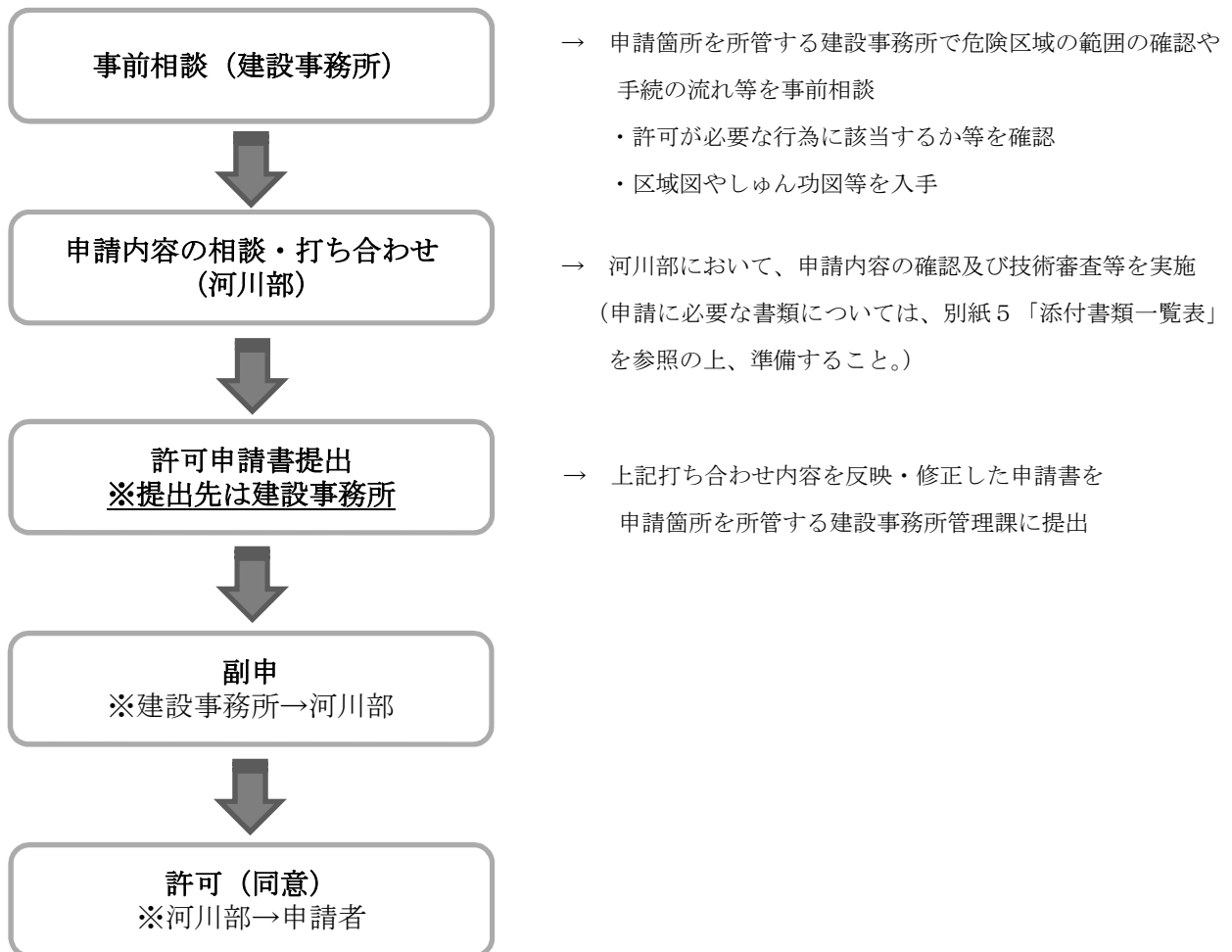
急傾斜地崩壊危険区域内において、一定の行為を行う場合には、法律に基づき許可申請（協議）が必要になります。

※国又は地方公共団体が申請者となる場合には、「協議」扱いとなります。

2. 許可申請（協議）が必要な行為

別紙「急傾斜地崩壊危険区域内で許可の必要な行為」参照

3. 許可（同意）までのフローチャート



4. 提出先

申請箇所を所管する建設事務所管理課

5. 申請書

必要な書類は、添付書類一覧表を参照してください。

提出部数は、正本1部に、副本2部です。副本は、正本の写しで構いません。

6. 相談窓口

東京都庁第二本庁舎 6階中央

建設局河川部指導調整課占用担当

03-5320-5409

急傾斜地崩壊危険区域内で許可の必要な行為

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（抜粋）

第7条 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。

- 一 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
- 二 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- 三 のり切、切土、掘さく又は盛土
- 四 立木竹の伐採
- 五 木竹の滑下又は地引による搬出
- 六 土石の採取又は業種
- 七 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

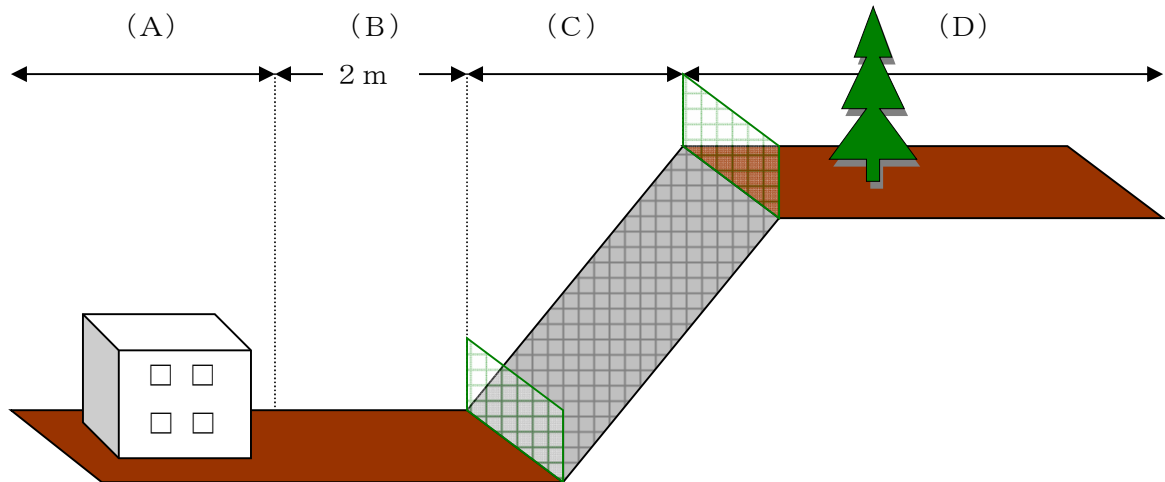
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（抜粋）

第2条 法第7条第1項ただし書の政令で定める行為（許可の不要な行為）は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 水田（地割れその他の土地の状況により水のしん透しやすい水田を除く。）に水を放流し、又は停滞させる行為
- 二 かんがいの用に供するため土地（水田及び地割れその他の土地の状況により水の著しくしん透する土地を除く。）に水を放流する行為
- 三 日常生活の用に供するため、又は日常生活の用に供した水を土地（地割れその他の土地の状況により水の著しくしん透する土地を除く。）に放流する行為
- 四 用排水路に水を放流する行為
- 五 ため池その他の貯水施設に水を放流し、又は貯留する行為
- 六 除伐又は倒木竹若しくは枯損木竹の伐採
- 七 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為
 - イ 長さが三メートル以下ののり切で、のり面の崩壊を生じさせないもの
 - ロ 高さが五十センチメートル以下の切土又は深さが五十センチメートル以下の掘さくで、急傾斜地の下端から二メートル以上離れた土地で行なうもの
 - ハ 高さが二メートル以下の盛土
 - ニ 木竹の滑下又は地引による搬出
 - ホ 地表から五十センチメートル以内の土石の採取で、急傾斜地の下端から二メートル以上離れた土地で行なうもの
 - ヘ 載荷重が一平方メートルにつき二・五トン以下の土石の集積
- 八 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為
 - イ 前号イに掲げる行為
 - ロ 高さが五十センチメートル以下の切土又は深さが五十センチメートル以下の掘さくで、水のしん透又は停滞を増加させないもの

急傾斜地崩壊危険区域内の許可の不要な行為一覧表

(急傾斜地法施行令による)



○=許可が必要、✕=許可が不要

行為	根拠条文 (施行令第2条)	(A)	(B) 急傾斜 下端	(C) 急傾斜 地	(D) 急傾斜 上端
・水田への水の放流 or 停滞	第一号	✕	✕	✕	✕
・かんがいのための水の放流	第二号				
・日常生活用の放流	第三号				
・用排水路への水の放流	第四号				
・ため池等への水の放流 or 貯留	第五号				
・除伐、倒木竹・枯損木竹の伐採	第六号				
・長さ3m以下ののり切 (のり面の崩壊を生じさせないもの)	第七号イ 第八号イ	✕	✕	○	✕
・50cm以下の切土 or 掘削	第七号ロ	✕	○	○	☆
・高さ2m以下の盛土	第七号ハ	✕	✕	○	○
・木材の滑下 or 地引による搬出	第七号ニ				
・載荷重が2.5t/m ² 以下の土石の集積	第七号ヘ				
・地表から50cm以内の土石採取	第七号ホ	✕	○	○	○

☆=水の浸透又は停滞を増加させないものは不要、その他は必要(第八号ロ)

記入例

様式例－1

新規の申請の場合は 変更 を消してください。

急傾斜地崩壊危険区域内行為

新規
~~変更~~

許可申請書

年 月 日

東京都知事殿

申請者 住所
氏名

法人にあっては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内行為の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 行為の場所

〇〇区〇〇町×丁目×番地先

2 急傾斜地崩壊危険区域名

〇〇区〇〇×丁目地区

3 行為の目的

(例) 木造2階建住宅の新築

4 行為の内容

(例) 住宅新築に伴う掘削

許可が必要な行為の内容
を記入してください。

5 面積及び数量

(例) 杭打ち：φ〇〇mm、杭長〇m、本数〇〇本
掘削：深さ〇〇m、面積〇〇㎡

6 行為の期間

年 月 日から
年 月 日まで

急傾斜地崩壊危険区域内の
数量を記入してください。

7 復旧方法

(例) 杭打ち施工後埋戻し

8 その他参考事項

9 添付書類等

- (1) 位置図、平面図、縦横断図、丈量図
- (2) 工作物その他施設の面積、構造図及び施行計画書
- (3) 利害関係者の承諾書

「別紙のとおり」として目次作成でも可。
代理人による申請の場合には、委任状も添付してください。

10 代理人及び連絡先

(注：「行為の内容」は具体的に記入すること。)

添付書類一覧表(急傾斜地)

	項 目	内 容
1	申請書表紙	別紙、「申請書表紙記入例」参照
2	委任状	申請者と申請書類提出者が異なる場合
3	案内図	最寄駅、主要施設等から申請位置が容易に確認できるもの
4	位置図	比較的狭い範囲の地図を使用し、申請位置、範囲が確認できるもの (住宅地図の写し等)
5	急傾斜地崩壊 危険区域図	建設事務所より入手
6	平面図	区域図をもとに、区域線を明示するとともに、急傾斜地崩壊防止施設と申請箇所 の位置関係を明確にすること。
7	縦横断面図	事業全体の縦断面図・横断面図、または断面図 区域図及びしゅん功図をもとに、区域線、現況の防止施設の構造などを記載 し、施工内容(掘削等)と防止施設(法面、アンカー等)との位置関係を明確に すること。
8	丈量図(求積図)	申請行為の範囲・面積がわかるもの
9	工作物その他 施設の構造図	建築物の基礎、擁壁、排水施設、給水管等の構造が確認できるもの
10	施工計画書	工事概要、施工手順、工程表、現場管理/緊急連絡体制等
11	公図(写)	申請地及び区域を明示すること。
12	土地の登記簿(写)	土地所有者と申請者が異なる場合には、その関係性が確認できる書類(土地 売買契約書の写し等)も添付すること。
13	利害関係者の承諾書	他に利害関係者(地権者等)がいる場合
14	打合せ議事録	関係部署との打ち合わせ記録 (様式は自由)
15	現況写真	位置図等を利用し、撮影方向がわかる資料も添付すること。 法面の状況、その他重要施設がわかるように撮影すること。
16	急傾斜地崩壊 防止施設しゅん功図	建設事務所より入手
17	その他	参考となる資料を必要に応じて添付すること。